

津市公告第 3 4 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 1 年 3 月 1 3 日

津市長 松 田 直 久

1 抑留日 平成 2 1 年 3 月 1 1 日

2 抑留期間 平成 2 1 年 3 月 1 8 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市 美杉町八知	雑種	茶	メス	中	9 1 日 以上	

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市選挙管理委員会告示第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成21年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1	50分の1の数	4,626人
2	6分の1の数	38,547人
3	3分の1の数	77,094人

津市選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第33条第1項の規定により、津市河内財産区議会議員選挙の任期満了による一般選挙を次のとおり定めたので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

選挙期日 平成21年3月8日

津市選挙管理委員会告示第13号

平成21年3月8日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第41条第1項の規定により告示する。

平成21年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

投票所 津市落合の郷管理棟

津市選挙管理委員会告示第14号

平成21年3月8日執行の津市河内財産区議会議員選挙における投票所の開閉時間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第40条第1項ただし書の規定により次のとおり定めたので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

投票所を開く時間 午前7時

投票所を閉じる時間 午後6時

津市選挙管理委員会告示第15号

平成21年3月8日執行の津市河内財産区議会議員選挙における開票の事務は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第79条第1項の規定により選挙会の事務に併せて行うこととするので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

津市選挙管理委員会告示第16号

平成21年3月8日執行の津市河内財産区議会議員選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第78条の規定により告示する。

平成21年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 場 所 津市落合の郷管理棟

2 日 時 平成21年3月8日 午後7時00分から

（ただし、無投票の場合の選挙会は、平成21年3月9日午前9時より定められた場所で行う。）

津市選挙管理委員会告示第17号

平成21年3月8日執行の津市河内財産区議会議員選挙における各投票区の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第25条の規定により告示する。

平成21年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 投票管理者

住所

氏名 落合 久夫

2 投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

住所

氏名 落合 洋子

津市選挙管理委員会告示第18号

平成21年3月8日執行の津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所を次のとおり定めたので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項において準用する同法第41条第1項の規定により告示する。

平成21年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

- 1 期日前投票所の場所
津市芸濃総合支所 2階 防災会議室
- 2 期日前投票所を設ける期間
平成21年3月4日から平成21年3月7日まで

津市選挙管理委員会告示第19号

平成21年3月8日執行の津市河内財産区議会議員選挙における期日前投票所の投票管理者及び投票管理者に事故があり、又は投票管理者が欠けた場合においてその職務を代理すべき者を次のとおり選任したので、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第49条の7の規定による読み替え後の同令第25条の規定により告示する。

平成21年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

1 期日前投票管理者

職務を行 うべき日	住 所	氏 名
3月4日		落合 久夫
3月5日		落合 久夫
3月6日		落合 久夫
3月7日		落合 久夫

2 期日前投票管理者に事故があり、又は期日前投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者

職務を行 うべき日	住 所	氏 名
3月4日		落合 洋子
3月5日		落合 洋子
3月6日		落合 洋子
3月7日		落合 洋子

津市選挙管理委員会告示第20号

平成21年3月8日執行の津市河内財産区議会議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第175条第3項の規定により投票記載所の氏名等の掲示の掲載順序を定めるためのくじを行う日時及び場所を次のとおり定めたので、公職選挙事務執行規程（平成7年三重県選管告示第5号）第85条の規定により告示する。

平成21年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 大 橋 達 郎

- 1 くじの場所 津市選挙管理委員会事務局
- 2 くじの日時 平成21年3月3日 午後5時30分

津市選挙管理委員会告示第21号

平成21年3月8日執行の津市河内財産区議会議員選挙における候補者1人の選挙運動に関する支出金額の制限額を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条第1項第3号及び公職選挙法施行令（昭和25年政令89号）第127条第1項の規定により次のとおり定めたので、公職選挙法第196条の規定により告示する。

平成21年3月3日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

支出金額の制限額 914,200円

津市選挙管理委員会告示第22号

平成21年3月8日執行の津市河内財産区議会議員選挙において、次の者が当選人となったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第101条の3第2項の規定により告示する。

平成21年3月10日

津市選挙管理委員会
委員長 大橋達郎

当選者氏名	住 所
落合 孝夫	津市芸濃町河内225番地
落合 宏	津市芸濃町河内81番地
落合 憲行	津市芸濃町河内1074番地
落合 秀夫	津市芸濃町河内2637番地1
落合 実	津市芸濃町河内337番地2
落合 久	津市芸濃町河内1010番地

津市水道局告示第 3 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 2 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所在地	指定年月日
有限会社平濱	三重郡川越町当新田 7 7 0 番地	平成 2 1 年 2 月 1 9 日

津市水道局告示第4号

津市水道局指定給水装置工事事業者から次のとおり給水装置工事の事業の廃止の届出を受けたので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成18年水道事業管理規程第14号）第10条第2号の規定により告示する。

平成21年3月9日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名 称	所在地	廃止年月日
ミタキ設備	四日市市浜田町6番11号	平成20年4月17日

津市水道局告示第 5 号

津市水道局指定給水装置工事事業者に次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成 1 8 年水道事業管理規程第 1 4 号）第 1 0 条第 1 号の規定により告示する。

平成 2 1 年 3 月 9 日

津市水道事業管理者 平 井 秀 次

名称	所在地	指定年月日
株式会社せいすい設備工業	大阪府牧方市津田西町 1 丁目 3 番 5 号	平成 2 1 年 2 月 2 4 日

津市監査委員告示第 1 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに第 7 項の規定に基づく監査の結果を、同条第 9 項の規定により公表する。

平成 21 年 3 月 9 日

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	田	端	隆	登
同	水	谷	友	紀子
同	山	中	利	之

監 査 結 果 報 告 書

第 1 監査をした者

津市監査委員	岡	部	高	樹
同	前	田	勝	彦
同	大	野		寛
同	山	中	利	之

第 2 監査の対象

- 1 地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項に基づく監査（以下「定期監査及び行政監査」という。）

定期監査及び行政監査の対象とした部局等は、次のとおりである。

なお、「榺」は「榺」と表示した。

- (1) 部局（総合支所等を含む。）

- ア 久居総合支所（総務課、地域振興室、市民課、福祉課、生活課、産業環境課、建設維持課）
- イ 河芸総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- ウ 芸濃総合支所（総務課（椋本財産区）、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- エ 美里総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- オ 安濃総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- カ 香良洲総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）

- キ 一志総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- ク 白山総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- ケ 美杉総合支所（総務課、地域振興室、市民福祉課、産業環境課）
- コ 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、津図書館（9館2室）、久居事務所、河芸事務所、芸濃事務所、美里事務所、安濃事務所、香良洲事務所、一志事務所、白山事務所、美杉事務所）
- サ 三重短期大学
- シ 競艇事業部
- ス 議会事務局
- セ 消防本部
- ソ 監査事務局

（２）出張所・市立保育園

- ア 出張所（榊原出張所、波瀬出張所、家城出張所、八幡出張所）
- イ 市立保育園（ひとみね保育園）

（３）市立学校・市立幼稚園

- ア 市立学校（西橋内中学校、一身田中学校、南が丘中学校、久居西中学校、藤水小学校、櫛形小学校、雲出小学校、高野尾小学校、南が丘小学校、栗葉小学校、榊原小学校、立成小学校、黒田小学校、雲林院小学校、村主小学校、波瀬小学校、家城小学校、美杉南小学校）
- イ 市立幼稚園（藤水幼稚園、神戸幼稚園、櫛形幼稚園、雲出幼稚園、片田幼稚園、高野尾幼稚園、栗葉幼稚園、榊原幼稚園、のむら幼稚園、黒田幼稚園、村主幼稚園、波瀬幼稚園、白山幼稚園）

（４）その他の施設

- ア 榊原自然の森温泉保養館（所管部局：久居総合支所（産業環境課））
- イ 錫杖湖水荘（所管部局：芸濃総合支所（産業環境課））
- ウ 美里社会福祉センター（所管部局：美里総合支所（市民福祉課））
- エ 川合公民館（所管部局：教育委員会事務局（一志事務所））
- オ 白山市民会館（所管部局：白山総合支所（総務課））
- カ 美杉地域産物加工販売施設（所管部局：美杉総合支所（産業環境課））

２ 地方自治法第１９９条第７項に基づく監査（以下「財政援助団体監査」という。）

財政援助団体監査の対象とした団体、補助金の名称及び所管部局は、次

のとおりである。

なお、財政援助団体監査の対象は、本市が交付した補助金額が1件当たり500万円以上で、過去の財政援助団体監査の実施状況を勘案して選定した。

- (1) 津市学校給食協会（補助金の名称：学校給食研究事業補助金、学校給食保存食事業補助金／所管部局：教育委員会事務局（学校教育課））
- (2) 津まつり実行委員会（補助金の名称：津まつり事業補助金／所管部局：商工観光部（観光振興課））
- (3) 津西商工会（補助金の名称：津商工会議所等事業補助金／所管部局：商工観光部（商業労政振興課））
- (4) 長野川流域環境保全協議会（補助金の名称：水道水源涵養補助金／所管部局：水道局（浄水課））
- (5) 中勢森林組合（補助金の名称：間伐事業補助金／所管部局：農林水産部（林業振興室））
- (6) (社)津市シルバー人材センター（補助金の名称：津市シルバー人材センター運営事業補助金／所管部局：健康福祉部（高齢福祉課））
- (7) 津衛生事業協同組合（補助金の名称：津衛生事業協同組合補助金／所管部局：環境部（環境政策課））
- (8) (社)中勢地域中小企業勤労者福祉サービスセンター（補助金の名称：中小企業勤労者福祉サービスセンター運営補助金／所管部局：商工観光部（商業労政振興課））
- (9) 津市観光協会（補助金の名称：観光協会事業補助金／所管部局：商工観光部（観光振興課））

第3 監査対象年度

監査対象年度は、次のとおりである。

1 定期監査及び行政監査

原則として平成20年度の財務及び事務の執行を対象としたが、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成19年度も対象とした。

2 財政援助団体監査

平成18年度、平成19年度及び平成20年度に本市が交付した補助金に係る出納その他の事務の執行を対象とした。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成20年9月29日から平成21年2月13日までである。

第5 監査の方法

監査に当たっての着眼点及び監査の手続は、次のとおりであるが、監査の対象数及び監査の期間に応じた効率的な監査を実施するため、試査（監査の対象となっている事項の一部を抽出して検証し、その結果によって全体の正否又は適否を推定することをいう。）により実施した。

1 監査の着眼点

監査に当たっての主な着眼点は、次のとおりである。

（1）定期監査及び行政監査

- ア 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- イ 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- ウ 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- エ 財産の管理は、適正に行われているか。
- オ 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- カ 事務処理は、効率的かつ効果的に行われているか。

（2）財政援助団体監査

ア 財政援助団体

- （ア）補助対象事業は、事業計画及び補助金の交付条件等に従って実施されているか。
- （イ）補助金に係る会計処理及び精算は、適正に行われているか。
- （ウ）関係諸帳簿及び支払証書は、適正に記帳・整備されているか。

イ 所管部局

- （ア）補助金の充当経費の内容確認、交付条件の履行確認及び補助効果の検証は、適正に行われているか。
- （イ）補助金額は、経済的に妥当なものとなっているか。
- （ウ）同様の事業を行う団体に対する本市の財政援助の状況と均衡が保たれているか。

2 監査の手続

監査の手続については、監査対象部局等から提出を受けた資料及び関係諸帳簿を調査の上、照合等を行うとともに、監査対象部局等職員から説明

を聴取した。

第6 監査の結果

監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項、又はこれらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係する執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 定期監査及び行政監査

(1) 部局（総合支所等を含む。）

ア 久居総合支所

（ア）総務課

同課が普通財産として管理する「農地」について、これを個人（農業経営者）及び三重中央農業協同組合（農業経営基盤強化促進法第7条第1項に基づき農地保有合理化事業規程の承認を受けた農地保有合理化法人）に対し、それぞれ貸し付けているが、これらの貸付けに当たり、農地法又は農業経営基盤強化促進法に定める所要の手続をしていなかったことから、早急に是正措置を講じるとともに、これら法律の趣旨を踏まえ、当該農地の保有の在り方について検討されたい。

（イ）地域振興室

自治会連合会久居支部への平成19年度環境協働事業補助金の実績報告書を見たところ、当該補助対象経費の約89パーセントを占める自治会活動費を同支部から各自治会に交付されているが、当該活動費の具体的な用途を確認できなかったことから、適正かつ効率的に補助金が使用されたことを審査し難いものであった。補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、津市行財政改革大綱の「補助金に係る交付指針」（以下「補助金交付指針」という。）の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

（ウ）市民課

久居斎場の敷地内に設置する飲料水自動販売機に係る行政財産の使用許可について、電気代の支払に係る条件を付していなかったことから、その見直しを検討されたい。

(エ) 生活課

福祉資金貸付金の滞納について、その滞納額は1,890万円(平成20年8月末日現在)を超えているが、連帯保証人への履行請求をしていなかったことから、連帯保証人への交渉機会を増やし、必要に応じて、履行請求等実効性のある措置を講じられたい。

(オ) 産業環境課

須ヶ瀬構造改善センターの指定管理について、当該指定管理者は、基本協定書の定めるところにより、防火管理者及び消防計画の届出をされていなかったことから、届出の徹底を指導されたい。

(カ) 建設維持課

市営北口団地A棟他3件浄化槽維持管理業務委託契約について、平成20年7月に締結しており、同年4月から6月の3か月の間、浄化槽の点検が行われていなかった。このことは、浄化槽法に定める保守点検回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。

イ 河芸総合支所

(ア) 市民福祉課

河芸ほほえみセンターの喫茶コーナーについて、津市母子寡婦福祉会河芸支部に使用させているが、行政財産の使用許可に係る手続きがされていなかったことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。

(イ) 産業環境課

a 河芸漁港海浜グラウンドの管理運営について

同グラウンドは、昭和60年に整備され、月500人程度の利用者があるところ、同グラウンドの使用料について、津市漁港管理条例に定めがなく、これを徴収していないが、他の市営運動施設が使用料を徴収していることを踏まえ、使用料の徴収について検討されたい。

b 業務委託契約に係る収入印紙の貼付について

平成20年度の農業用排水施設に係る操作業務委託契約におい

て、一部の受託者が作成した当該契約書には収入印紙が貼付されていなかったことから、当該受託者に対し印紙税法を遵守するよう指導されたい。

ウ 芸濃総合支所

(ア) 総務課

芸濃福祉センター内の機能回復訓練室の使用時間について、平成20年5月から、津市芸濃保健福祉センター内津市芸濃福祉センターに関する規則第3条（使用時間）の本文を改正することなく、ただし書の規定に基づき使用時間を短縮して経費節減に努めているが、この使用時間の変更は恒久的なものであると考えられることから、同条本文の改正を検討されたい。

(イ) 産業環境課

a 農業振興費事業補助金等の執行について

平成19年度の農業振興費事業補助金の一部及び林業振興費事業補助金の実績報告書を見たところ、これらの補助金が充当された経費の内容が明らかでないものがあり、適正かつ効率的に補助金を使用されたことを審査し難いものであった。補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

b 公園の使用許可等について

平成19年度ごみ一時集積所設置事業補助金の交付に当たり、本市が芸濃町地内に設置する公園（都市公園法に基づく都市公園以外の公園）の駐車場内において、コンクリートで敷地と固定した、ごみ一時集積所設置に係る「用地権利者の承諾許可書」を産業建設課長（当時）名で発行していたが、当該公園は公の施設であることから、課長名による許可は適当ではなく、関係法令の定めるところにより、所要の是正措置を講じられたい。

なお、当該公園については、その設置及び管理に関する条例を制定していないが、地方自治法第244条の2第1項の趣旨を踏まえ、条例の必要性を検討されたい。

エ 美里総合支所

総務課が所管する同総合支所庁舎の管理について、地方自治法第

238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け、又は第7項の規定に基づく使用許可によることなく、その1室を土地改良協議会の事務所として使用させていたことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。

オ 安濃総合支所

(ア) 総務課

a 安濃交流会館温浴施設の管理運営について

同会館の中核施設である温浴施設は、1日平均130人を超える利用者がある一方で、同会館の平成19年度の実質的な単年度収支は、約876万円の赤字（同課作成資料）が生じている。同課では経費節減に努めるものの、温浴施設等設備の経年劣化による修繕費も見込まれることから、温浴施設の収支状況を勘案した上、使用料の見直しについて検討されたい。

b サンヒルズ安濃ハーモニーホールの管理運営について

同ホールの平成20年度舞台設備管理操作業務委託契約の仕様書では、同ホールの利用がないときでも技術者1人が週5日常駐し、舞台関係機器の整理、点検等の業務を行うこととしているが、同ホールの利用状況は、平成19年度は63日、平成20年度（平成20年9月末日現在）は32日（同課調べ）で、利用のないときの業務が多いことから、当該仕様書の見直しについて検討されたい。

また、同ホールに設置されるスタインウェイピアノ（平成8年取得価格約1,318万円）について、年数回程度しか利用されていないことから、広く有効な利用を図ることをはじめ、保有の在り方について検討されたい。

c 安濃中央総合公園内運動施設使用料の徴収委託について

平成20年度の安濃中央総合公園内運動施設等管理業務委託契約の業務別仕様を見ると、同運動施設使用料の徴収業務が含まれているが、地方自治法施行令第158条第2項に規定する告示及び公表をしていなかったことから、同項の定めるところにより、早急に所要の是正措置を講じられたい。

(イ) 地域振興室

平成19年度あのう「光れ！しかけ花火」祭り事業補助金につい

て、実績報告書及び収支明細書を見る限り、同補助金が充当された会場設営費の具体的な経費の内容が明らかでなく、適正かつ効率的に補助金を使用したことを審査し難いものであった。補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

(ウ) 市民福祉課

安濃町福祉バスについて、各地区1週間に1回、それぞれ午前3本・午後2本の計5本を運行しているが、一部の地区においては、1か月（5週）で午後の便、計10本の運行に対する利用者累計が1人であるなど、利用率が非常に低い地区・時間帯があることから、早急に運行計画を見直されたい。

(エ) 産業環境課

安濃工業会館の使用について、その一部（約41平方メートル）を同会館の指定管理者である津西商工会の事務用途として使用させているが、従前の使用許可に係る期間が満了したにもかかわらず、その更新手続が行われていなかったもので、早急に所要の是正措置を講じられたい。

また、同商工会から徴収する行政財産の使用料と、同商工会に支払う指定管理委託料を相殺していたが、地方自治法第210条に定める総計予算主義の原則を踏まえ、それぞれ歳入歳出予算に計上するなど、所要の是正措置を講じられたい。

カ 香良洲総合支所

(ア) 市民福祉課

香良洲斎場清掃業務委託契約について、平成20年7月に締結しており、同年4月から6月の3か月の間、清掃業務が行われていなかった。このことは、同業務委託契約の仕様書に定める原則的に3か月に一度とする清掃回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。

(イ) 産業環境課

同課の職員は、ふれあいのかおり実行委員会の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、同委員会の自主・自立性を損なうおそれがあり、また、職員の職務専念義務をはじめ、

法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、同委員会の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれない。

キ 一志総合支所

(ア) 総務課

a 一志温泉パターゴルフ場使用料の徴収委託について

同ゴルフ場の受付等業務委託契約において、同ゴルフ場使用料の徴収業務が含まれていないにもかかわらず、受託業者による使用料の徴収が行われていたことから、当該徴収業務を委託契約書に明示するとともに、地方自治法施行令第158条第2項に規定する告示及び公表について、早急に所要の是正措置を講じられたい。

b 行政財産の使用について

同課が所管する同総合支所庁舎等の管理について、庁舎においては、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく貸付け、又は第7項の規定に基づく使用許可によることなく、その1室を土地改良区（2団体）の事務所として使用させており、コミュニティプラザ川合においても、同条第7項の規定に基づく使用許可によることなく、その敷地内に電柱を設置させていたことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。

(イ) 産業環境課

岩垣内共同作業所について、昭和55年に旧一志町が設置した際に、岩垣内共同作業所利用組合と「公の施設」に関する管理業務委託契約を締結し、以降、同組合は、これを管理し、利用者から施設利用料を徴収されているが、同作業所の設置及び管理に関する条例を制定していないことから、条例の必要性をはじめ、指定管理者制度への移行について検討されたい。

ク 白山総合支所

(ア) 総務課

a 土地賃貸借契約書について

白山体育館の用地に係る土地賃貸借契約書を見たところ、賃貸人の氏名が誤記されていたので、是正するよう指摘した。

b 業務委託契約の仕様書について

平成20年度白山庁舎等浄化槽保守点検業務委託契約に係る仕様書に保守点検回数を記載していなかったことから、委託業務の実施方法をより明確にするため、当該仕様書を見直されたい。

(イ) 産業環境課

a 白山生活排水処理施設維持管理業務委託契約の履行状況の確認について

平成20年度と同業務委託契約の仕様書で定める管理日報の一部が受託者から提出されていなかったことから、提出の徹底を指導の上、適正に業務が履行されていることを確認されたい。

b 公の施設の指定管理について

リバーパーク真見、わかすぎの里のそれぞれの指定管理者は、基本協定書の定めるところにより、防火管理者及び消防計画の届出をされていなかったことから、届出の徹底を指導されたい。

また、それぞれの施設用地の一部は、本市が民有地を借り上げているが、当該借地の一部に相続財産があるものの、遺産分割協議書等により相続関係を確認しないまま、土地賃貸借契約を締結していたので、相続関係を調査の上、必要に応じて、是正されたい。

さらに、リバーパーク真見の指定管理者は、津市リバーパーク真見の設置及び管理に関する条例に基づく施設以外に、独自に食堂、グラウンドゴルフ等の施設を設置及び管理しており、これらの施設用地である民有地は、本市が借り上げているが、指定管理に係る施設以外の施設用地の確保は、指定管理者となっている者の責任と負担において調達するのが望ましいと考えることから、指定管理者と協議の上、当該民有地の借上げについて見直しを検討されたい。

c 営農・生産団体育成事業補助金の是正について

平成19年度営農・生産団体育成事業補助金のうち、青空部会白山支部への補助金の実績報告書を見たところ、他の営農・生産団体への補助金では補助対象経費外とする視察研修に係る食事代（乗務員分を含む。）等を補助対象経費に含め、補助金額10万円を確定していた。これらの食事代を除き補助金額を試算する

と約7万9,000円となることから、所要の是正措置を講じられたい。

ケ 美杉総合支所

(ア) 総務課

a 土地賃貸料の債権管理について

民間企業に貸し付けた土地の賃貸料について、平成19年11月以降、その納付が滞っており、当該企業は、平成20年4月に民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたが、同課は、再生債権の届出をすべき期間までに当該債権の届出をせず、再生手続に参加できないなど、債権管理の妥当を欠く事例が見られたことから、本市の債権について、適正にこれを管理されたい。

b 地下タンクの法定点検について

同総合支所の庁舎等空調設備に使用している重油は、容量3,000リットルの地下タンクに貯蔵しているが、消防法第14条の3の2に基づく当該地下タンクの法定点検を実施していなかったことから、早急に点検を実施されたい。

(イ) 市民福祉課

公衆電話の管理及び使用料の回収について、同課は、美杉高齢者生活福祉センター内に公衆電話を設置しており、その管理（鍵の保管）及び使用料の回収業務を、契約書によることなく、津市社会福祉協議会に行わせていたが、公金の管理責任を明確にするため、所要の是正措置を講じられたい。

コ 教育委員会事務局

(ア) 教育総務課

a 私立幼稚園協会補助金の執行について

同補助金の平成19年度実績報告書を見たところ、同協会の主な事業である教育研修の参加者数などが報告されておらず、充当経費とされる「事務費」（12万円）の内容も明らかでないことから、適正かつ効率的に補助金を使用したことを審査し難いものであった。補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

b 行政財産の使用料免除に係る見直しについて

行政財産の使用許可に当たり、学校内引込み用の電柱、架空送電線路等の設置を目的としたものは、教育長名でその使用料を免除しており、これらの免除は津市教育長等の市長の権限に属する事務の一部の補助執行に関する規則、津市教育委員会事務局組織規則に基づき執行するものであるとしているが、委員会等の権限に属しない事項を定めた地方自治法第180条の6の趣旨に照らし、市長から事務委任のないまま教育長名で使用料を免除することは妥当でないと解されることから、その見直しについて検討されたい。

- c 全国連合小学校長会負担金・全日本中学校長会負担金の見直しについて

平成20年度において、全国連合小学校長会へは約18万5,000円、全日本中学校長会へは7万5,000円を、それぞれ負担しているが、全国連合小学校長会会則及び全日本中学校長会会則の諸規定を見たところ、これらの負担金（会費）を納入すべきものは、三重県小中学校長会であると解するため、これらの負担金の見直しについて検討されたい。

(イ) 学校教育課

- a 津市学校保健会補助金の執行について

平成19年度と同補助金の一部を津市学校保健会ブロック研修費として3ブロックに対し各3万円を支出しており、このうち1ブロックにおいて約7,000円の剰余金が生じていたが、当該実績報告書では、3万円全額が経費に充当されたことになっており、書類上では当該剰余金の存否が確認できなかった。補助金の支出に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

- b 出張旅費の誤払いについて

同課は、津地域の市立幼稚園教諭の市内出張旅費支出事務を行っているが、平成20年8月7日に櫛形幼稚園から西郊中学校へ外出した教諭の出張旅費1,540円を誤払いしていたことから、その是正を指摘した。

なお、当該旅費は、平成20年12月1日に戻入された。

(ウ) 教育研究支援課

クラブ活動振興補助金の交付基準等について、津市教育委員会関係補助金等交付要綱の別表に「別に定める」としているところ、これを定めていないが、交付基準等を明確にすることは、補助の要否等を客観的に判断できることから、その制定について検討されたい。

また、同補助金の平成19年度実績報告書に添付されていたクラブ活動顧問の私印による領収書については、その使途を確認することができないものであったことから、適正かつ効率的に補助金が使用されたことを審査し難いものであった。補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

(エ) 人権教育課

行政財産の使用料の納期限について、一部の納入通知書に指定した納期限をその発行の日から20日を超えて定めていたことから、津市会計規則第11条第3項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。

(オ) 生涯学習課

a 団体事務の関与の見直しについて

同課の職員は、津市PTA連合会等の団体の事務及び経理に従事し、預金通帳等を保管しているが、このことは、各団体の自主・自立性を損なうおそれがあり、また、職員の職務専念義務をはじめ、法令に基づくことなく地方公共団体の所有に属しない現金等の保管を禁じた地方自治法第235条の4第2項の趣旨に照らし、望ましいものではないことから、各団体の理解と協力を得て、職員による関与が必要最小限となるよう、その見直しに取り組まれたい。

b 社会教育振興会補助金の是正について

平成19年度の同補助金に係る実績報告書を見たところ、同補助金の一部が交際費に充当されていたが、公金の使途として妥当を欠くものであったことから、所要の是正措置を講じられたい。

(カ) 津図書館（9館2室）

不明本の発生状況について、平成20年度の特別整理期間におけ

る蔵書点検において、1,080冊、購入価格にして約152万円相当（図書館調べ。その後返却されたものを含む。）の不明本が生じていた。図書館それぞれに利用者への啓発などに努めているところであるが、中でも一志図書館、うぐいす図書館の不明率（不明本冊数÷蔵書冊数）は、平均値の0.1パーセントを大きく上回り0.2パーセントを超えていた。図書館の施設環境などの違いから一概に比較はできないものの、特に不明率の高い図書館においては、費用に見合う効果を勘案した上、更なる対策を講じられたい。

（キ）久居事務所

a 行政財産の使用料の納期限について

一部の納入通知書に指定した納期限をその発行の日から20日を超えて定めていたことから、津市会計規則第11条第3項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。

b 講座受講料に係る調定通知書の作成について

戸木公民館及び立成公民館の講座受講料は、津市会計規則第10条第2項の規定を適用し、その調定通知書を1か月分まとめて作成していたが、同項の規定は、日々調定を行う歳入金などについて適用されるものであり、受講料はこれに該当しないと解することから、適正に調定通知書を作成されたい。

（ク）美里事務所

行政財産の使用料の納期限について、一部の納入通知書に指定した納期限をその発行の日から30日を超えて定めていたことから、津市会計規則第11条第3項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。

（ケ）香良洲事務所

a 行政財産の使用料の納期限について

一部の納入通知書に指定した納期限をその発行の日から20日を超えて定めていたことから、津市会計規則第11条第3項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。

b 香良洲中央公民館使用料の徴収について

同公民館を市外の者が使用する場合は使用料について、津市公民館の設置及び管理に関する条例に規定する使用料の2倍相当額を徴収している事例が見られたが、同公民館使用料は同条例の定

めるところにより徴収しなければならないことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。

(コ) 白山事務所

行政財産の使用料の納期限について、一部の納入通知書に指定した納期限をその発行の日から50日を超えて定めていたことから、津市会計規則第11条第3項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。

サ 三重短期大学

(ア) 授業料の回収について

授業料の納期限後6か月以上納付されない授業料（1件、7万5,000円（平成21年1月14日現在））について、早期に回収するよう努められたい。

(イ) 研究用備品等の寄附について

大学の教授等が、国（文部科学省）や財団等から交付を受けた助成金で購入した研究用備品等について、本市（大学）に寄附することが望ましいと考えるが、大学では、これらの研究用備品等の寄附の取扱いに関し、明確なルールを整備していないことから、これを整備されたい。

シ 競艇事業部

従事員の基本賃金について、1パーセントの引下げを行ったものの、全国の競艇場における平均賃金を上回っていることから、更なる見直しを検討されたい。

ス 消防本部

(ア) 業務委託契約の締結時期について

各消防署のし尿浄化槽保守点検及び清掃業務委託契約は、平成20年8月に締結しており、同年4月から7月の4か月の間、浄化槽の点検が行われていなかった。このことは、浄化槽法に定める保守点検回数を満たしていないことから、今後は、適切な時期に契約を締結されたい。

(イ) 行政財産の使用許可に係る教示について

美里消防団第3分団穴倉車庫用地等に係る行政財産使用許可書には、使用期間、使用上の制限などの条件を付しているが、不服申立てに係る教示はしているものの、処分の取消しの訴えに係る教示

をしていなかったことから、行政事件訴訟法の定めるところにより、これを教示されたい。

(2) 出張所・市立保育園

ア 出張所

波瀬出張所について、総額1万円のつり金を保管するものの、税金等の収納時に対応できない場合があるとして、職員が私費1万円を加算して対応していたが、業務遂行上必要なつり金について会計管理室から保管換えを受けられたい。

イ 市立保育園

ひとみね保育園における保育所入所負担金の滞納について、その滞納状況は、26件、189万1,400円（平成21年2月3日現在／こども家庭課調べ）であるが、滞納者と接する機会が最も多く、その事情に精通した保育園において、積極的な納付指導により、早期に回収するよう努められたい。

(3) 市立学校・市立幼稚園

ア 市立学校

(ア) 毒物・劇物の管理状況について

一部の学校において、管理記録簿として使用する様式及び記入要領が瓶の形状図に残量線を記入した上、担当者印を押印することとしているために、使用量、使用目的、残量などの明確性を欠いていたもの、保管庫・容器に毒物・劇物表示をしていないもの、使用見込みのないまま長期間保管しているものなど、次の表に示すとおり不適切な事例が見られた。これらの学校は、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」（文部省初等中等教育局長（当時）通知）の点検項目を参考に、管理記録簿の様式及び記入要領を見直すなど、所要の是正措置を講じられたい。

【不適切な管理状況の概要】

学 校 名	不適切な管理状況の概要
西橋内中学校	・管理記録簿の記載内容が不明確であった ・一部劇物容器に劇物表示をしていなかった ・使用見込みがなく長期間保管する毒物があった
一身田中学校	・使用見込みがなく長期間保管する毒物があった
南が丘中学校	・管理記録簿の記載内容が不明確であった

	・一部劇物容器に劇物表示をしていなかった
久居西中学校	・管理記録簿の記載内容が不明確であった ・一部劇物の管理記録上の残量表示と実残量が不一致であった ・一部劇物容器に劇物表示をしていなかった ・使用見込みがなく長期間保管する劇物があった
藤水小学校	・管理記録簿の記載内容が不明確であった ・新たに購入した劇物を管理記録簿に記帳していなかった
櫛形小学校	・管理記録簿の記載内容が不明確であった
雲出小学校	・管理記録簿の記載内容が不明確であった ・劇物保管庫に劇物表示をしていなかった ・使用見込みがなく長期間保管する毒物、劇物があった
高野尾小学校	・使用見込みがなく長期間保管する劇物があった
栗葉小学校	・管理記録簿の記載内容が不明確であった ・一部劇物容器に劇物表示をしていなかった ・劇物保管庫の転倒防止策を講じていなかった ・使用見込みがなく長期間保管する劇物があった
立成小学校	・使用見込みがなく長期間保管する毒物、劇物があった
村主小学校	・管理記録簿の記載内容が不明確であった ・一部劇物容器に劇物表示をしていなかった ・使用見込みがなく長期間保管する劇物があった
家城小学校	・管理記録簿の記載内容が不明確であった
美杉南小学校	・劇物保管庫に劇物表示をしていなかった

(イ) 給食費の滞納について

一部の学校において、次の表に示すとおり給食費の滞納があり、この中には平成19年度以前のものも含まれるが、給食費に係る債権は2年の短期消滅時効（ただし、援用を要する。）であると解されることから、早期に有効な対策を講じられたい。

【給食費の滞納状況（注）】（参考／学校作成資料）

学 校 名	滞納件数	滞 納 額
藤水小学校	9 件	1 4 4 , 1 8 0 円
櫛形小学校	2 件	4 , 0 9 0 円
雲出小学校	9 件	9 8 , 1 1 0 円
南が丘小学校	8 件	1 1 0 , 9 1 0 円
栗葉小学校	4 件	7 5 , 6 0 0 円
村主小学校	3 件	1 8 , 0 0 0 円
家城小学校	5 件	4 1 , 0 0 0 円

(注) 南が丘小学校、栗葉小学校は、平成 2 0 年 1 1 月 3 0 日現在、その他の学校は、同年 9 月 3 0 日現在である。

(ウ) その他会計処理等について

一部の学校において、次の表に示すとおり不適切な会計処理等の事例が見られたことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。

【不適切な会計処理等の概要】

学 校 名	不適切な会計処理等の概要
久居西中学校	郵便切手の管理について、5 0 円切手の実際の保有数は、受払簿の記帳残数より 3 枚多かった
栗葉小学校	平成 2 0 年度に購入した備品について、備品台帳への登録がなく、備品標識を付していなかった

イ 市立幼稚園

一部の幼稚園において、次の表に示すとおり不適切な会計処理等の事例が見られたことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。

【不適切な会計処理等の概要】

幼稚園名	不適切な会計処理等の概要
村主幼稚園	郵便切手の管理について、年間の使用見込数を著しく上回って保有しており、また、8 0 円切手の実際の保有数は、受払簿の記帳残数より 1 枚少なかった
波瀬幼稚園	使用していない保育料会計に係る預金通帳の残金（預金利子 6 6 円）を処理していなかった

(4) その他の施設

ア 榊原自然の森温泉保養館

同館（湯の瀬）の収支状況について、平成 1 9 年度の実質的な単年度収支を見ると、設備の老朽化による多額の修繕費を要するなど、

2,000万円を超える赤字（久居総合支所産業環境課作成資料）が生じている。平成20年度においては、各種イベントの開催など集客に努めているが、今後も施設の修繕費が見込まれるなど、収支状況の改善は厳しいことから、地方財政法第6条及び同法施行令第37条第11号の趣旨を踏まえ、特別会計化により経営成績及び財政状況を明確にするなど、一層の経営改善に努めるとともに、民間が経営する温泉旅館などに与える経済的な影響を十分に検証の上、今後の施設の在り方を検討されたい。

イ 錫杖湖水荘

同荘の収支状況について、平成19年度の実質的な単年度収支を見ると、1,200万円を超える赤字（芸濃総合支所産業環境課作成資料）が生じている。平成20年度においては、レストラン事業で懐石料理などの新メニューや仕出し弁当の提供など集客等に努めているが、宿泊事業は利用者が減少しており、厨房備品等の老朽化などを考慮すると、収支状況の改善は厳しいことから、地方財政法第6条及び同法施行令第37条第11号の趣旨を踏まえ、特別会計化により経営成績及び財政状況を明確にするなど、一層の経営改善に努めるとともに、公費による仕出し弁当業の妥当性を検証するなど、今後の施設の在り方を検討されたい。

ウ 白山市民会館

（ア）福祉資金貸付に係る債権管理について

保証債務に係る状況について確認したところ、16件の貸付けについて、単純保証又は連帯保証のいずれの保証に付されているのかを確認することはできず、15件の貸付けに係る連帯保証債務については、連帯保証人への履行請求をしていなかったことから、保証債務に係る調査をはじめ、連帯保証人への交渉機会を増やし、必要に応じて、履行請求等実効性のある措置を講じられたい。

さらに、滞納債権について遅延利子を徴収していないが、津市福祉資金の経過措置に関する条例第2条に基づき、合併前の白山町福祉資金貸付けに関する条例施行規則第6条の例により、遅延利子を徴収されたい。

（イ）講師派遣業務委託契約に係る価格の検証について

平成20年度の人権を考える市民のつどい記念講演会等の講師派

遣業務委託契約は、いずれも同一事業者と随意契約で締結し、その予定価格は、当該事業者の見積書を参考に算定しているが、これらの見積書には、所要の経費の内訳が示されておらず、価格の妥当性を検証できないことから、これらの業務委託の発注に当たっては、見積価格の明細を求めるなど、価格の妥当性を検証されたい。

(ウ) 複写機の保守等に係る契約方法の見直しについて

デジタルカラー複写機・関連機器の保守及び消耗品供給等に係る契約は、単年度契約で締結しているところ、当該複写機の賃借に関しては、旧白山町が平成17年11月1日付けで覚書を締結しており、その賃借期間を同日から平成22年10月31日までとし、総額で約132万円の賃借料を支払うとしているが、当該覚書には、歳入歳出予算額の減額又は削除に係る解除条件を付していないことから、地方自治法第214条の趣旨を踏まえ、契約方法の見直しについて検討されたい。

エ 美杉地域産物加工販売施設

同施設（道の駅美杉）の収支状況について、平成19年度の実質的な単年度収支を見ると、約94万円の赤字（美杉総合支所産業環境課作成資料）が生じている。平成20年度においては、サンクスフェスタの開催など集客に努めているが、今後も施設の修繕費が見込まれるなど、収支状況の改善は厳しいことから、地方財政法第6条及び同法施行令第37条第11号の趣旨を踏まえ、特別会計化により経営成績及び財政状況を明確にするなど、一層の経営改善に努められたい。

また、同施設内に設置された飲料水自動販売機について、行政財産の使用許可に係る手続がされていないことから、早急に所要の是正措置を講じられたい。

2 財政援助団体監査

(1) 津市学校給食協会

同協会への補助金の概要及び監査の結果に係る事項は、次のとおりである。

ア 補助金の概要（参考／教育委員会事務局学校教育課作成資料）

補助金の名称	①学校給食研究事業補助金 ②学校給食保存食事業補助金	
交付目的	①学校給食の充実と給食運営の円滑化を図る ②給食材料及び調理済食品の保存により学校給食の事故発生時における原因究明と対応を図る	
補助率（注１）	１００パーセント	
補助制度の分類	市単独補助	
主な補助対象経費	①津市学校給食協会運営経費（人件費、事務局費） ②各学校・給食センターにおける保存用の給食材料及び調理済食品の経費相当額	
補助金額（注２）	平成１８年度	①５，６０４，５３２円（確定額）
		②５，３３８，３２４円（確定額）
	平成１９年度	①５，６４１，４１７円（確定額）
		②５，３３８，３２４円（確定額）
	平成２０年度	１１，００６，０６１円（概算払額）

（注１） 補助対象経費に占める市補助金額の割合の過去２年度の平均。以下、特記事項がない限り、各財政援助団体の補助率において同じ。

（注２） 平成２０年度から、学校給食保存食事業補助金は学校給食研究事業補助金に統合された。

イ 監査の結果に係る事項

同協会の会計事務について、預金通帳を出納簿として利用しており、現金出納簿、予算差引簿、収支計算書、財産目録といった諸帳簿などが整備されていなかった。

また、平成１９年度の同協会の決算額は、領収書等を集計した総額と一致するものの、事務局費の一部の支出科目に誤りがあるなど、不適正な会計事務が見られた。

これらのことは、同協会の会計に関する規約が詳細に規定されていないことが一因であることから、早急に詳細な規約、諸帳簿を整備す

るなど、会計事務の適正化について指導されたい。

(2) 津まつり実行委員会

同委員会への補助金の概要及び監査の結果に係る事項は、次のとおりである。

ア 補助金の概要（参考／商工観光部観光振興課作成資料）

補助金の名称	津まつり事業補助金	
交付目的	伝統ある祭り行事及び芸能の保全とともに、観光客の誘致を図り、もって地域の活性化に寄与する	
補助率	81.8パーセント	
補助制度の分類	市単独補助	
主な補助対象経費	まつり等の会場設営及び管理運営、周知宣伝の事業に要する経費	
補助金額（注2）	平成18年度	25,000,000円（確定額）
	平成19年度	22,500,000円（確定額）
	平成20年度	26,496,000円（概算払額）

イ 監査の結果に係る事項

平成19年度の同補助金に係る預金通帳を見たところ、同事業の関連イベントを実施する和船山車運営委員会が支出すべき報償費（36万6,000円）が、津まつり実行委員会によって支出されていた。当該報償費相当額は数日後に返還されたものの、このような支出行為は、関連するイベント経費であるとは言え、津市補助金等交付規則第9条の趣旨に照らし、決して望ましいものではなく、適正に補助金を使用されるよう指導されたい。

また、同補助金に係る現金出納簿（予算差引簿）については、予算額及び執行額が明確でないなど、妥当を欠くものであったことから、その是正を指導されたい。

(3) 津西商工会

同商工会への補助金の概要及び監査の結果に係る事項は、次のとおりである。

ア 補助金の概要（参考／商工観光部商業労政振興課作成資料）

補助金の名称	津商工会議所等事業補助金	
交付目的	商工業の総合的振興を図り、地域の経済及び地域社会の健全な発展に寄与する	

補 助 率	24.9パーセント	
補助制度の分類	市単独補助	
主な補助対象経費	経営改善普及事業及び地域総合振興事業に要する経費	
補 助 金 額	平成18年度	16,154,000円（確定額）
	平成19年度	16,154,000円（確定額）
	平成20年度	13,142,064円（概算払額）

イ 監査の結果に係る事項

平成18年度及び平成19年度の同補助金に係る実績報告書を見たところ、これら補助金の使途を詳細に把握することができる書類が添付されておらず、適正かつ効果的に補助金が使用されたことを審査し難いものであった。補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。

（4）長野川流域環境保全協議会

同協議会への補助金の概要及び監査の結果に係る事項は、次のとおりである。

ア 補助金の概要（参考／水道局浄水課作成資料）

補 助 金 の 名 称	水道水源涵養補助金	
交 付 目 的	片田浄水場の上水取水口のある長野川流域の環境保全を図る	
補 助 率	100パーセント	
補助制度の分類	市単独補助	
主な補助対象経費	本市が所有する水源涵養林の整備（除草、植樹）、河川の環境保全（除草、清掃、啓発）、研修の事業に要する経費	
補 助 金 額	平成18年度	5,000,000円（確定額）
	平成19年度	5,000,000円（確定額）
	平成20年度	4,000,000円（概算払額）

イ 監査の結果に係る事項

（ア）材料等の調達方法について

水源涵養林の植樹のための苗木等の購入、視察研修のための貸切バスなどの調達に当たり、同協議会では見積合わせを行われていな

かったことから、津市補助金等交付規則第9条の趣旨を踏まえ、見積合わせを行うなど、補助金の適正かつ効率的な使用に努められるよう指導されたい。

(イ) 河川の環境保全事業に係る履行状況の確認について

平成19年度の河川の環境保全事業に係る実績報告書を見たところ、一部に事業の履行状況が十分に確認できないものがあったことから、適正に事業の実績を報告されるよう指導の上、事業の履行状況を確認されたい。

(5) 津衛生事業協同組合

同組合への補助金の概要及び監査の結果に係る事項は、次のとおりである。

ア 補助金の概要（参考／環境部環境政策課作成資料）

補助金の名称	津衛生事業協同組合補助金	
交付目的	一般廃棄物（し尿）処理事業の健全な発展と公共の福祉の増進に資する	
補助率	99.3パーセント（補助対象経費のうち、共同集金事業費は、共同集金事業収入がそのまま充てられるため、同事業費を除いて算出した。）	
補助制度の分類	市単独補助	
主な補助対象経費	し尿くみ取り手数料の徴収に要する経費（一般管理運営費、研修費等を含む。）	
補助金額	平成18年度	32,582,992円（確定額）
	平成19年度	37,529,318円（確定額）
	平成20年度	33,056,000円（概算払額）

イ 監査の結果に係る事項

(ア) 補助金の交付額に係る是正について

平成19年度の支出について見たところ、業務に関係のない書籍購入など補助対象経費としては妥当を欠くものがあり、仮に同組合の自主財源がこれらの経費に充てられたとしても、本市の補助金は、同組合の自主財源で賄えない経費の全額を補助するものであることから、結果として本市の補助金を充てたことに等しいと言える。そこで、他の年度も含め、同様の支出がないかを調査の上、所要の是正措置を講じられたい。

(イ) 同組合の事務所について

同組合の事務所は、都市公園法に基づく都市公園（津球場公園）内に所在しているが、都市公園法及び津市都市公園条例に定める占有の制限に関する諸規定のほか、津市の重要な公の施設等に関する条例第2条に抵触するおそれがあるとともに、事務所の建物及びその敷地を使用する権利の発生原因についても明らかでないことから、事実関係を調査の上、所要の是正措置を講じられたい。

(ウ) 補助の在り方について

補助金の概要に示したように、同組合の公費依存度は非常に高いものとなっていることから、経費節減をはじめ、その組合員が負担される共同集金手数料の料率改定など、自主財源の確保に向けた指導を行うとともに、補助対象経費の見直しなど、今後の補助の在り方について検討されたい。

(6) 津市観光協会

同協会への補助金の概要及び監査の結果に係る事項は、次のとおりである。

ア 補助金の概要（参考／商工観光部観光振興課作成資料）

補助金の名称	観光協会事業補助金	
交付目的	観光事業の振興を図り、産業経済の発展向上に資する	
補助率	94.6パーセント（平成19年度支出決算額から本市受託事業収入相当額を控除して算出した。）	
補助制度の分類	市単独補助	
主な補助対象経費	観光振興事業費（イベント経費、イベント協賛事業費等）、観光宣伝事業費（観光パンフレット作製費、観光キャンペーン経費等）、事務事業経費（人件費等）	
補助金額（注）	平成18年度	—
	平成19年度	33,300,000円（確定額）
	平成20年度	35,950,000円（概算払額）

（注）同協会は、平成19年4月に市内の観光協会等が合併（香良洲観光協会は平成20年4月に合併）し設立されたため、平成18年度の補助金額は掲載せず、平成19年度の補助金額には合併前の香良洲観光協会への補助金を含めている。

イ 監査の結果に係る事項

平成19年度の補助対象事業である観光宣伝事業（観光パンフレット・ポスターの作製等）について、同協会はその一部の事業を次年度の事業としたにもかかわらず、これに伴う当該補助対象事業の計画変更承認申請書を本市に提出されなかったことから、同協会の平成19年度収支決算において次年度繰越額が約589万円生じていた。今後は、補助事業に係る綿密な事業計画の立案及び事業の執行並びに適正な補助金交付申請事務に努められるよう指導されたい。

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づく監査の結果を、同条第9項の規定により公表する。

平成21年3月9日

津市監査委員	岡 部 高 樹
同	田 端 隆 登
同	水 谷 友紀子
同	山 中 利 之

監 査 結 果 報 告 書

第1 監査をした者

津市監査委員	岡 部 高 樹
同	前 田 勝 彦
同	大 野 寛
同	山 中 利 之

第2 監査対象及び対象年度

榊原財産区、河内財産区、波瀬財産区における平成20年度の財務及び事務の執行を対象としたが、補助金等一部の財務及び事務の執行については、平成19年度も対象とした。

第3 監査の期間

監査の期間は、平成20年12月1日から平成21年2月13日までである。

第4 監査の方法

監査に当たっての着眼点及び監査の手続は、次のとおりであるが、監査の期間に応じた効率的な監査を実施するため、試査（監査の対象となっている事項の一部を抽出して検証し、その結果によって、全体の正否又は適否を推定することをいう。）により実施した。

1 監査の着眼点

監査に当たっての主な着眼点は、次のとおりである。

- (1) 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- (3) 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- (4) 財産の管理は、適正に行われているか。
- (5) 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- (6) 事務処理は、効率的かつ効果的に行われているか。

2 監査の手続

監査の手続については、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員の説明を聴取し、関係諸帳簿を調査して監査を実施した。

第5 監査の結果

財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることを求め、又は事務処理等の改善に向けた検討を求める事項については、次に記載するとおりである。極めて軽微な事項、又はこれらの事項がないものについては、特に記載していない。

なお、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、当該措置に係る報告書を提出されたい。

1 榑原財産区

(ア) 財務及び事務の執行について

財産区の財務及び事務の執行は、地方自治法上、その財産の管理及び処分又は廃止に関することと限定されるとともに、財産区のある市町村との一体性を損なうものであってはならないが、同財産区の執行状況を見ると、その財産の維持管理に直接関係のない補助金の交付、財産区議会の参与等独自の職制を設け報酬等を支出しており、これらのことは、同法の趣旨に照らし、妥当を欠くおそれが懸念される。そこで、同財産区の事務を分掌する久居総合支所（総務課）は、同法第294条及び第296条の5の趣旨を踏まえ、その財務及び事務の執行の妥当性を検証の上、必要に応じて、所要の措置を講じられたい。

(イ) 公有財産台帳の整備について

同財産区が整備する「財産台帳」は、土地の賃貸借の内容を容易に剥がれ落ちる付箋紙に記載していたなど、不適切なものであった。

公有財産台帳は、公有財産を適正に管理する上において、非常に重要な意義を持つものであり、土地の価格や賃貸借等使用関係などの記録を正確かつ適正に記載することが必要であることから、津市財産に関する条例及び津市公有財産規則に準じて、早急に公有財産台帳を整備されたい。

2 波瀬財産区

土地の貸付けについて、津市への貸付けを除く一部の貸付けは、地方自治法施行令第219条第1項各号に定める財産の処分基準に反するおそれがあるが、一志総合支所（波瀬出張所）によると、地方自治法第296条の5第2項に基づく知事の同意を得ておらず、また、契約書も作成していなかったため、三重県当局と協議の上、所要の是正措置を講じられたい。

津市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき公表した監査結果報告について、同条第12項の規定により、市長等から措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

平成21年3月9日

津市監査委員 岡 部 高 樹
同 田 端 隆 登
同 水 谷 友紀子
同 山 中 利 之

1 平成20年12月4日付津市監査委員告示第11号公表分

(1) 環境部

ア 環境保全課

監査の結果	旅費の支給について、平成19年10月11日、同月12日の大阪府富田林市等への出張に係る日当2,600円（2日分）は、津市職員等の旅費に関する条例等に定める減額調整の結果、支払われるべきでなかったことから、その是正を指摘した。
措置の内容	日当を支払ったことが不適切であったため、平成20年5月12日に戻入の措置を行った。

イ 白銀環境清掃センター

監査の結果	平成19年度ごみ搬入道路等清掃業務を地元自治会に委託しており、その業務内容は、ごみ搬入道路・側溝の清掃業務等を年4回実施するものであるが、着手前、作業中及び完成後の写真の提出を求めておらず、業務の履行状況が十分に確認できないことから、その提出を求め、適正に業務委託契約の履行状況を確認されたい。
措置の内容	平成20年度の実施業務から写真の提出を求めた。

(2) 農林水産部

ア 農林水産政策課

(ア) 交付金の執行について

監査の結果	津北部、津中部及び津南部地区の農政推進協議会に対し、平成19年度地区農政推進協議会交付金を交付しているが、これらの協議会から提出された交付申請書、実績報告書などの記載
-------	---

	内容が簡略化されているため、事業の内容及びその実績が十分に把握できないことから、これらの事項を詳細に記載するよう指導されたい。
措置の内容	平成20年度の実績報告から事業報告を詳細に記入するよう改善を指示した。

(イ) 補助金の執行について

監査の結果	集落営農組織を対象に農業用共同利用機械等購入補助金を交付しているが、同課では、その利用実態調査を実施していなかったことから、定期的にこれを調査するとともに、当該農業用機械の処分制限に関し、津市補助金等交付規則第17条ただし書に基づく処分制限期日を定め、適正な補助金の執行に努められたい。
措置の内容	平成20年度から農業用共同利用機械等購入補助金対象機械について、毎年度末に利用状況報告を提出させるよう措置を講じた。処分制限期日については、新たに交付決定を行うものから減価償却資産の耐用年数等に関する省令を準用することとし、交付条件として所定の期日を明記することとした。

イ 農業基盤整備課

(ア) 公有財産の売却に係る対価の算定方法について

監査の結果	久居地内の用途廃止した水路敷（約76平方メートル）の売却について、同課の説明によると、当該水路敷の固定資産税評価額相当額（1平方メートル当たり94円）を対価として売却（売却後の用途は宅地）したとしているが、地方自治法第237条第2項の趣旨を踏まえ、公有財産の売却に当たっては、合理的に適正な対価を算定するよう、その算定方法を見直されたい。
措置の内容	当該事務の関係部局とも調整を行い、売却面積の規模及び申請地周辺の土地利用状況を十分考慮し、適正な売却価額を算定することとした。

(イ) 業務委託契約等の履行状況の確認について

監査の結果	平成19年度大沢池用水ポンプ管理操作に係る業務委託契約における除草業務について、仕様書に定める着手前、作業中及び完成後の写真を整理した写真帳が提出されておらず、また、
-------	---

	平成19年度安原池跡地管理業務委託契約における除草等管理業務については、その完成写真の中に、同課が所管する平成19年度津土地改良事業団体協議会補助金の実績報告書に添付された安原池跡地への景観作物（コスモス）の作付けに係る写真と同様の写真が複数含まれていたことから、業務委託契約等の履行状況の確認が十分とは言えず、適正にこれを確認されたい。
措置の内容	受託者である自治会等に業務内容の説明を行うとともに、必要に応じて業務に係る仕様書の見直しを行い、履行状況を適切に確認できるよう措置した。

（ウ）補助金の執行について

監査の結果	市単土地改良事業補助金は、自治会等補助金交付申請者が業者に依頼して補助対象事業を行う場合、当該補助金交付申請者が3者から見積書を徴取し、その最低見積価格に補助率を乗じて補助金額を算定するものであるが、一部の平成19年度補助金交付申請書に添付された3者からの見積書は、いずれもその様式及び一部異なる字体を使用した箇所が同じであった。同課では、設計書による見積価格の妥当性を検討されてはいるものの、補助金額に影響する当該見積書の妥当性は検討されていなかったことから、補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、津市行財政改革大綱の「補助金に係る交付指針」（以下「補助金交付指針」という。）の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の内容	当該補助金の執行に当たり、申請者である自治会等農業関係者への確認、指導を引き続き行うとともに、必要に応じて見積書を提出した業者へも直接確認を行い、提出書類の妥当性の検討をこれまで以上に行うこととした。

（3）下水道部

ア 下水道政策課

監査の結果	平成20年2月26日の公共交通機関を利用した四日市市への出張について、その支出した日当は過払いであったことから、その是正を指摘した。
措置の内容	旅費を受領した出張者から平成20年8月25日に納入され

	た。
--	----

イ 下水道施設課

(ア) 業務委託契約の履行状況の確認について

監査の結果	平成19年度排水機場操作業務委託契約は、受託者が毎月1回以上履行しなければならない各計器盤に係る点検について、その結果を直ちに本市に報告するよう定め、平成19年度樋門操作業務委託契約においても、受託者が定期的に履行しなければならない樋門の巡視点検について、同様の定めがあるが、これらの点検結果が報告されていなかったことから、その報告の徹底を指導の上、適正に業務の履行状況を確認されたい。
措置の内容	報告されていなかった点検結果について、受託者から点検結果の報告を受け、業務の履行状況を確認した。また、報告の徹底を指導した。

(イ) 行政財産使用許可に係る教示について

監査の結果	行政財産の使用許可書には、使用期間、使用上の制限などの条件が付されているが、不服申立てに係る教示はしているものの、処分の取消しの訴えに係る教示をしていなかったことから、行政財産の使用許可に当たっては、行政事件訴訟法の定めるところにより、これを教示されたい。
措置の内容	行政事件訴訟法の定めるところにより、行政財産の使用許可書に処分の取消しの訴えに係る教示を行った。

(ウ) 行政財産使用料の納期限について

監査の結果	津市会計規則第11条第3項は、納入通知書に指定する納期限について、法令又は契約に特別な定めがあるものを除き、その発行の日から15日以内においてこれを定めなければならないとしているが、一部の行政財産使用許可に係る使用料の納入通知書に指定された納期限は、その発行の日から50日を超えて定められていたことから、同項の趣旨を踏まえ、適正に納期限を定められたい。
措置の内容	津市会計規則第11条第3項の規定に基づき、適正な納期限を定め、納入通知書を発行した。

(4) 水道局

ア 水道総務課

監査の結果	行政財産使用料の算定について、水道局庁舎内に自動販売機を設置するため、その設置業者に行政財産使用許可をしているが、当該使用料の算定については、津市財産に関する条例に準じて土地及び建物に係る使用料をそれぞれ算定し、これを合算して徴収すべきところ、土地に係る使用料が合算されていなかったことから、これを是正されたい。 また、電話柱の支線設置のため、その設置業者に4件の行政財産使用許可をしているが、そのうち1件のみ当該使用料を免除していた。当該使用料については、他の3件と取扱いを異にする理由はないことから、これを是正されたい。
措置の内容	水道局庁舎内の自動販売機設置に係る使用料については、平成20年度分から土地及び建物に係る使用料をそれぞれ算定し、これを合算して徴収するよう改めた。 また、電話柱の使用料については、平成20年度分から電気通信事業法施行令に基づき算定を行うよう改めた。

イ 工務課

(ア) 業務委託契約の履行状況の確認について

監査の結果	平成19年度配管敷除草作業業務委託契約は、4自治会に年2回の除草作業を委託しており、その履行状況の確認については、現地確認のほか、実施作業報告書による確認も行われているが、一部自治会において、1回目と2回目の実施作業報告書に同じ施工写真が添付されていたことから、適正にこれを報告するよう指導されたい。
措置の内容	指摘のあった自治会に対し、適正な報告をするよう指導し、平成20年度の第2回実施報告書から改めた。 また、他の3自治会に対しても、実施報告書の作成要領などについて、改めて指導した。

(イ) 水道局設計積算システム用機器の賃貸借契約について

監査の結果	同契約は、平成20年3月末日に賃借期間が満了となり、平成20年度から新たな機器の賃貸借契約（以下「新契約」という。）を締結する予定であったが、新契約で使用するシステムの基本ソフトが同年1月末日に生産を中止することが判明したため、従来の契約に加え、新契約を予定より2か月早めて締結し
-------	---

	た。 ところが、当該基本ソフトの製造会社のホームページを見ると、新契約の起案日の1か月以上前に平成20年6月末日までの生産延長を発表されていたことから、早期に新契約を締結する必要はなく、従来の契約と重複した2か月間の当該機器賃借料約35万5,000円の支出が生じた。このような支出は、全庁的に経費節減に努める中、望ましいものではなく、適正な契約事務の執行に努められたい。
措置の内容	今回の要因となった正確な情報の入手など、適正な契約事務の執行について契約事務担当職員に指導した。

ウ 浄水課

監査の結果	平成19年度久居水道事業所施設用地（配水場等）除草業務委託契約に係る業務の履行状況の確認について、受託者から提出された着手前、作業中及び完成後の写真は、同一場所、同一方向から撮影された写真でないため、業務の履行状況が十分に確認できないことから、その是正を指導の上、適正に業務委託契約の履行状況を確認されたい。
措置の内容	平成20年度第2回（10月実施分）から委託業務着手前の現地説明時に業務履行状況が確認できるよう適切な撮影方法について指導を行った。 なお、履行状況の確認については、写真とは別に現地確認も行い、適正に実施されていることを確認した。

（5）市民部

ア 市民課

監査の結果	行政ファクシミリ職務代理者氏名変更業務手数料について、8万1,900円を受託業者に支払っていたが、当該業務は、別途契約しているファクシミリ機器の保守点検業務委託の仕様書に業務内容として含まれており、二重払いとなっていたことから、その是正を指摘した。今後は、事務処理方法を再点検し、再発防止に努められたい。
措置の内容	当該手数料は、平成20年10月20日に戻入した。 また、担当者、管理監督者ともに保守委託業務契約条項に基づき委託業務内容の確認及び審査を行い、再発防止に努めている。

	る。
--	----

イ 人権課

監査の結果	人権擁護事業補助金は、津市人権擁護委員会の活動を支援するため、毎年度交付しているが、平成19年度補助金の実績報告書等を見ると、補助金が充当された郵便切手の購入費1,540円の領収書の日付は、平成19年3月25日となっていた。本来であれば、平成18年度分の支出経費として処理するものであったことから、同委員会に指導を行うとともに、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	人権擁護委員会会長に対し、当該郵便切手購入費を平成19年度の支出から平成18年度の支出に訂正するよう指導し、その処理を終えた。

ウ 地域調整室

監査の結果	人権・同和問題事業補助金について、平成20年1月17日、同月18日に地域自治会連絡会議が実施された伊勢市への視察研修に係る平成19年度補助金の実績報告書を見たところ、同補助金の経費として充当された昼食代及び用紙代の支出については領収書による確認をしておらず、また、宿泊費については実績報告書に領収書は添付されているものの詳細な記述がなく、公金の使途としての妥当性を審査し難いものであったので、補助金の執行に当たっては、地方自治法第232条の2をはじめ、補助金交付指針の趣旨を踏まえ、説明責任が十分に果たせるよう、適正な事務処理に努められたい。
措置の内容	地域自治会連絡会議が平成20年度に実施した視察研修に係る実績報告書については、補助金が充当された全ての経費について領収書等による詳細な確認を行った。

(6) 健康福祉部

ア 福祉政策課

監査の結果	被災者に支給される災害見舞金については、被災者の一刻も早い立ち直りを支援するという趣旨から、毎月、前渡資金により現金を保管しているが、前渡資金の受入手続が遅れている月があったことから、災害見舞金の趣旨を踏まえ、適正にこれを処理されたい。
-------	--

措置の内容	前渡資金の受入れを早めに行うとともに、受払いの精算についても受入れと精算との空白期間が生じないように、事務処理を行った。
-------	--

イ 障がい福祉課

監査の結果	高齢者及び障害者住宅改造事業補助金について、その交付の対象となる経費にあっては、同補助金交付要綱で、手すりの取付け、段差の解消など、住宅改造に要する費用となっており、平成19年度補助金の実績報告書において、諸経費を含めた請求額を交付対象経費としていたが、その内容が記載されていなかった。諸経費には清掃費など、交付対象経費以外の費用も含まれる場合が考えられることから、補助金額の確定に当たっては、諸経費の内容を十分に確認の上、適正にこれを処理されたい。
措置の内容	当該諸経費について、施工事業者を確認したところ、運搬費27,371円、養生費12,629円であったことから、交付対象経費であることを確認した。

ウ こども総合支援室

監査の結果	ファミリー・サポート・センター事業については、平成20年3月に同センターの報酬等に関する基準を改正し、報酬の中から「児童の送迎に伴い提供会員が負担した交通費」を削除したが、同センターのホームページでは「交通費は依頼会員が実費負担」と告知していたため、当該告知を削除されたい。
措置の内容	当該事業の受託団体に対し、同センターのホームページの記載内容を改正するよう指示し、当該告知は削除された。

(7) 建設部（津南工事事務所）

監査の結果	業務委託契約に係る印紙税額について、平成20年度南道維持第1－7号一志地区路肩等草刈業務委託契約書（契約金額588万円）に貼付された収入印紙の税額は2,000円であったが、当該契約金額に応じた印紙税額は1万円であることから、当該受託者に対し印紙税法を遵守するよう指導されたい。
措置の内容	受託者に指導したところ、直ちに契約金額に応じた収入印紙を契約書に貼付された。

(8) 市立学校

ア 東橋内中学校

監査の結果	毒物・劇物の管理状況について、次のとおり不適切であったので、所要の措置を講じられたい。 (ア) 一部毒物の管理記録上の残量表示と実残量が不一致 (イ) 一部毒物容器の毒物表示が不表示 (ウ) 毒物・劇物以外の試薬の混在保管
措置の内容	監査の結果(ア)について、管理記録簿への記録漏れであったので、これを記入した。 同(イ)について、毒物容器に表示した。 同(ウ)について、毒物・劇物以外の試薬に分類して整理した。

イ 敬和小学校

監査の結果	劇物の管理状況について、一部劇物容器の劇物表示が不表示であったので、所要の措置を講じられたい。
措置の内容	劇物容器に表示した。

- 2 平成20年3月6日付津市監査委員告示第4号公表分
久居総合支所(総務課)

監査の結果	公用車については、マイクロバスなどで購入後15年超のものが4台あり、今後リース化も検討するなど車両の安全管理に努められたい。
措置の内容	マイクロバスを除く購入から12年以上経過する車両について、利用頻度を勘案し、7台について処分等を行った。

- 3 平成19年12月19日付津市監査委員告示第12号公表分
水道局(水道総務課)

監査の結果	行政財産の使用許可書において、条件に不服がある場合は「市長に審査請求することができる」旨などの教示に改めるよう指導した。
措置の内容	許可の条件に不服がある場合は「市長に審査請求することができる」旨の教示に改めるとともに、処分の取消しの訴えに係る教示を行った。

- 4 平成19年3月5日付津市監査委員告示第2号公表分
久居総合支所(総務課)

(1) 土地賃貸借契約の在り方について

監査の結果	久居総合支所職員駐車場運営協議会が民間の土地所有者から職員駐車場用地として賃借している土地の一部を、市が公用車駐車場用地として同協議会から転借しているが、民法第612条の規定（賃貸借の譲渡及び転借の制限）を踏まえ、賃貸借契約の在り方について整理されたい。
措置の内容	久居総合支所職員駐車場運営協議会が締結した賃貸借契約は平成19年3月31日で期間が満了したことから、市は、同年4月1日付けで、当該土地の所有者と直接賃貸借契約を締結した。

（２）行政財産の使用許可への変更について

監査の結果	市民会館駐車場内に電力会社の電柱等の設置のため、土地の賃貸借契約が締結されているが、当該駐車場は行政財産であり、原則貸付禁止とされていることから、使用許可への変更など適切に整理されたい。
措置の内容	当該賃貸借契約は平成19年3月31日をもって解約し、同年4月1日付けで行政財産の使用許可をした。